



発行
東京都

目次

規則

○東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則
（建設局総務部総務課）…一

規則

東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十三号

東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建設事務所長委任規則（昭和四十四年東京都規則第二百九号）の一部を次のように改正する。

第二号中「河川法（昭和三十九年法律第六十七号）」の下に「及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）」を加え、同号に次のように加える。

（五）地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條の二第四項第七号（同法第二十二條の三第五項及び第

二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、及び同法第二十二條の二第八項（同法第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により同意すること。

第二号の二中「河川法の」を「河川法及び地球温暖化対策の推進に関する法律の」に改め、同号に次のように加える。

（五）地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條の二第四項第七号（同法第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、及び同法第二十二條の二第八項（同法第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により同意すること。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

